

浅野文庫等施設（仮称）資料収集方針

I 浅野文庫等施設（仮称）資料収集要綱

1 趣旨

この要綱は、令和11年度に開館予定の浅野文庫等施設（仮称、以下「新図書館」という。）の開館準備における資料の収集について、必要な事項を定めるものとする。

2 資料収集の基本方針

(1) 収集計画に基づく収集

収集にあたっては、収集計画を作成し、それに基づいて収集する。

(2) 図書館システムとしての収集

広島市立図書館（中央図書館等及び広島市こども図書館条例第1条に規定する広島市こども図書館（以下「こども図書館」という。）をいう。以下同じ。）は、一体のシステムとして運営している。このため、それぞれの役割や機能を踏まえて、体系的な蔵書構成を図る。

(3) 市民の要求を反映した収集

広範な市民の要求を資料収集に反映する。リクエスト等の直接の要求だけでなく潜在的な要求や将来の要求も反映する。

3 新図書館の役割と資料収集の範囲

新図書館は、郷土に関する資料の中央館として、郷土に関する資料や情報を蓄積するとともに、郷土の歴史・文化に関する学習、調査研究を支援する役割がある。

主たる資料として浅野文庫を始めとした古文書等や広島文学資料を所蔵するという特色を活かし、当該資料を軸に郷土についてより深く知り、学ぶことができるよう、専門書を含め、高度な調査研究にも対応できる資料を収集する。

4 収集から除く資料

(1) 個人利用を主とする学習参考書、問題集等

(2) 興味本位な性的表現のもの、暴力を助長するもの等で、社会の秩序や市民の生活を著しく混乱させるおそれのあるもの。

(3) 造本、印刷等が図書館での利用に耐えられないもの（郷土資料、広島文学資料を除く）。

5 資料の選択

資料の選択は、2の「資料収集の基本方針」、3の「新図書館の役割と資料収集の範囲」を受け、別に定める選択基準に基づき行うこととする。

6 資料収集の基本的態度

資料の収集に当たっては、利用者が自ら考え、判断することができるよう、次の点に留意しながら、あらゆる思想や主張が共存するような幅広い資料の収集に努める。

(1) 多様な、対立する意見のある事柄については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれずに収集する。

- (3) 個人及び団体からの圧力に屈せずに収集する。
- (4) 収集によって起こる紛糾をおそれずに収集する。
- (5) 図書館員の個人的な関心や好みによって収集をしない。

以上によって収集した資料が、どのような思想や主張を持っていたとしても、それを図書館及び図書館員が支持しているものではない。

7 資料収集の決定

新図書館の開館準備業務に従事する職員の合議により資料の選択を行い、業務を統括する者が決定する。

II 浅野文庫等施設（仮称）資料収集選択基準

1 趣旨

この選択基準は、「浅野文庫等施設（仮称）資料収集要綱」の5に基づき、資料収集に当たっての資料選択の具体的基準を定めるものである。

2 選択基準

(1) 一般図書

ア 収集の範囲

浅野文庫をはじめとした古文書等や広島ゆかりの文学者の調査研究に資する資料を収集する。

イ 選択の留意点

- (ア) 一般的に学者・研究者を対象として出版された特別高度な学術書の収集にも留意する。
- (イ) 「広島ゆかりの文学者」とは(5)ア(ア)に記した人物とする。

(2) 児童図書

ア 収集の範囲

浅野文庫をはじめとした古文書等や広島ゆかりの文学者の調査研究に資する資料を収集する。

イ 選択の留意点

- (ア) 児童・生徒を対象とした調べ学習にも対応できる資料を収集する。
- (イ) 「広島ゆかりの文学者」とは(5)ア(ア)に記した人物とする。

(3) 参考図書

ア 収集の範囲

日本史や近現代文学に関する事典、辞書等を中心に収集する。

イ 選択の留意点

- (ア) 浅野文庫をはじめとした古文書等や(5)ア(ア)に記した広島ゆかりの文学者の調査研究に資する資料を収集する。
- (イ) 改訂版に留意する。

(4) 郷土資料

ア 収集の範囲

広島市内及び広島県内に関する資料について、歴史・地理・文化関係を中心に収集する。

イ 選択の留意点

(ア) 近世以降を対象とすることを基本とする。

(イ) 文学については、(5)ア(ア)に記した広島ゆかりの文学者の調査研究に資する資料を収集する。

(ロ) 広島市公文書館、広島市郷土資料館、広島城等の関係機関と連携を図りながら、また市民の協力も得ながら、資料及び情報を収集する。

(5) 広島文学資料

ア 収集の範囲

広島ゆかりの文学者で特に文学的業績が著しい28名について、その人物の文学的資料（詩、小説、物語、評論随筆、紀行、手記、ルポルタージュ、エッセイ等）とその人物の伝記的資料や創作活動関連資料等を網羅的に収集する。

(ア) 収集の対象となる人物（以下「収集対象者」という。）は、次のとおりである。

鈴木三重吉	宮地嘉六	田中 純	細田民樹	若杉 慧
大田洋子	原 民喜	田中小実昌	阿川弘之	桂 芳久
竹西寛子	梶山季之	大庭みな子	大江健三郎	岡山 巖
正田篠枝	近藤芳美	大木惇夫	峠 三吉	栗原貞子
黒田三郎	小山内薫	畑 耕一	新藤兼人	井上ひさし
佐々木基一	今西祐行	那須正幹		

(イ) 上記以外の人物については、時宜を得て検討する。

イ 収集の資料

(ア) 種類

a 図書

(a) 初版本

(b) 同じ作品でも、出版者・出版年等が異なる初版本

(c) 版や刷、装丁等が異なるもの

b 図書・雑誌・新聞等で収集対象者の著作物が掲載されたもの

c 収集対象者に関する記事が掲載されている図書・雑誌・新聞等

d 収集対象者の生い立ちや生きざまを知ることができる資料

e 原稿類（草稿、メモ、創作ノート等を含む。）

f 書簡類・日記類

g 写真・絵・書（収集対象者が写した写真、描いた絵及び書いた書。収集対象者が写っている写真やゆかりのある絵・書を含む。）

h 収集対象者がその著作物の創作過程で使用した資料

i 収集対象者が収集した図書・雑誌・新聞等

j その他、文房具等、収集対象者が使用していたもの等

(イ) 部数

収集する部数は1部とするが、a～dは資料の内容や利用状況によっては2部以上収集する。

ウ 備考

「広島市立図書館資料収集方針」（令和7年5月改訂）Ⅱ-1-(7)「広島文学資料」で収集が位置づけられている資料については、新図書館開館までの間、中央図書館において収集し、利用に供する。

(6) 雑誌・新聞

ア 雑誌

歴史や文学に関する一般雑誌及び調査研究に役立つ専門雑誌を収集する。

イ 新聞

主要な一般紙等を収集する。

(7) 視聴覚資料

ア 収集の範囲

郷土の歴史・地理・文化関係や広島ゆかりの文学者の調査研究に資する資料を収集する。

イ 選択の留意点

(ア) 閲覧、展示等に有効に活用できるものに限り収集する。

(イ) 「広島ゆかりの文学者」とは(5)ア(ア)に記した人物とする。

附則

- 1 この方針は、令和8年8月4日から運用する。
- 2 新図書館の条例制定後の適正な時期に、当方針を「広島市立図書館資料収集方針」に組み入れる調整を図るものとする。